

ふくし

題字/日展会友 井野吟紅氏

高浜市社会福祉協議会は
かけがえのない一人ひとりを大切にします。
助けあい・支えあいの心を地域に広げます。
だれもが幸せで笑顔あふれるまち
「たかはま」を目指します。



おひさまには良質なおもちゃがいっぱいあり、
子どもたちは遊びを通してたくさんのことを
学んでいます。また、天気の良い日には大山
公園にお散歩に出かけ、からだをいっぱい動
かしています。給食もとってもおいしいです。
新しい仲間も迎えてみんなで仲良く過して
います。



家庭的保育おひさまが新しく
小規模保育になり、
定員が12名になりました！



第116号

令和4年6月1日

社会福祉法人 高浜市社会福祉協議会 令和4年度事業計画

令和4年度 重点目標

1 日常生活における困りごと対応力の強化

関係機関等と連携した「たかはま版地域包括ケアシステム」により市民の自立支援を充実してまいります。

2 ボランティア活動の推進

災害ボランティアセンターの設置運営訓練などにより、大規模災害への準備を整えてまいります。

3 障がい者の地域生活支援づくり

表出コミュニケーションツールとしてPECS（ペクス）の市内での普及に向けて、関係者に向けた学びの機会「(仮) たかはま支援のいろは勉強会」を実施します。

4 子育て支援事業の推進

市の待機児童対策の一環として、家庭的保育おひさまを小規模保育事業に転換し、12名の児童を受け入れてまいります。

5 高齢者への在宅福祉サービスの充実

新型コロナウイルス感染症等、感染対策を徹底し、安心して利用できるサービス提供体制が維持できるよう努めてまいります。

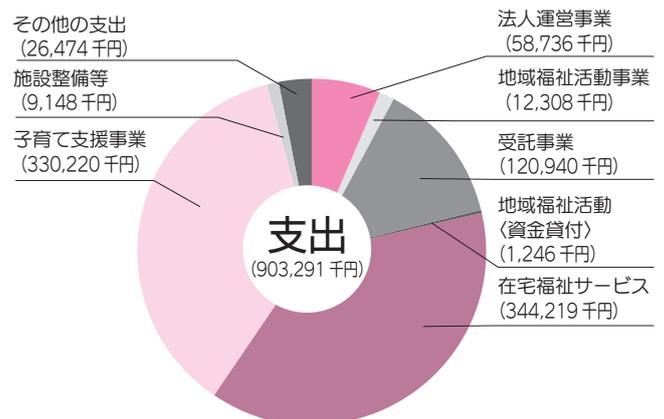
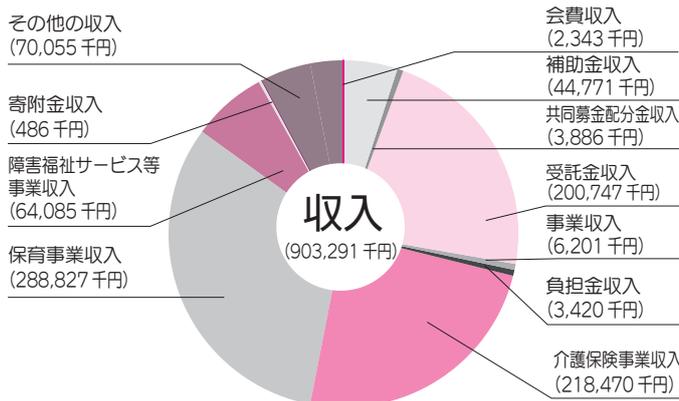
6 法人経営の健全化・人材の育成

市の地域福祉計画の改訂に合わせて、一体的に地域福祉活動計画の改定を進めてまいります。

予算概要

予算総額

903,291,000 円



令和4年度 高浜市社会福祉協議会 会員募集

皆さまからご協力いただく会費が、地域福祉活動を支えています！



社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（以下、社協）とは、社会福祉法において「地域福祉の推進」を目的とする団体として位置づけられている、営利を目的としない民間組織です。

本会は、地域の皆さまとともに「安心して暮らし続けられるたかはま」の実現を目指し、ボランティア活動の推進や在宅福祉サービス事業、権利擁護事業、生活困窮者支援、子育て支援など様々な事業を通じて、地域福祉を推進しています。

会員の皆さまには、会費の納入を通じて、社協の事業をはじめ、さまざまな地域福祉活動を支えています。

地域福祉に役立てます



社協は、福祉の制度の隙間を住民相互で支え合う地域福祉活動を推進しています。

会員の皆さまからご協力いただいた会費は、地域福祉活動を推進するための貴重な財源となっています。市民の皆さまには、本会の活動趣旨にご賛同いただき、ご協力をいただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

会費の種類と
金額(年間)

一般会員

(市内の居住者)

1口 300円

特別会員

(特に関心、熱意のある方)

1口 1,000円

法人会員

(企業・団体・事業所)

1口 2,000円

会費の使いみちの一例

様々な事業を通して、地域福祉の推進に取り組んでいます。

心配ごと相談

弁護士による30分間の無料法律相談を行っています。法律に関して、聞きたいことがある方、まずは相談だけでもしてみたいという方等、一人で悩まずにまずはお気軽にご相談ください。

日時：毎月第1・第3木曜日 13時～15時45分
(1日につき最大5人まで受付けております。)

※暦によって変更の場合があります。

※予約制ですので、高浜市社会福祉協議会 事務局
(TEL 52-2002) までご連絡ください。

その他 《広報紙『ふくし』発行》等にも、活用されています。



みんなで権利擁護を考えよう!

～権利擁護と成年後見制度～

◆なぜ権利擁護が必要なの？

認知症や障がいにより判断能力が低下し、自分の状態が分からない、誰かに助けを求めることができない方は権利を侵害される恐れがあります。例えば、

- ・訪問販売で販売員に勧められるがままに高価な布団を買ってしまう
- ・電話勧誘で、色々な業者から高額な商品が届くが、ご本人が注文したことを覚えていない

このように判断能力が低下している方は、意図しない契約によって高額な請求を受けるなど不利益を被る危険性があります。

日常生活を営むなかで起こりうる権利侵害から法적으로ご本人の権利を守る制度の1つとして「成年後見制度」があります。令和4年度は、「**成年後見制度**」をテーマにご紹介します。



◆成年後見制度ってどんな制度？

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方（本人）の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援する制度です。



◆成年後見制度には【法定後見制度】と【任意後見制度】があります

法定後見制度

- ・判断能力が不十分になった後、利用する制度。
- ・家庭裁判所に審判の申立てを行い、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。※ご本人の判断能力に応じて補助、保佐、後見の3つの制度が用意されています。



任意後見制度

- ・判断能力が不十分になる前に利用できる制度。
- ・ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えあらかじめご本人が選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。任意後見契約は公証人の作成する公正証書によって結びます。

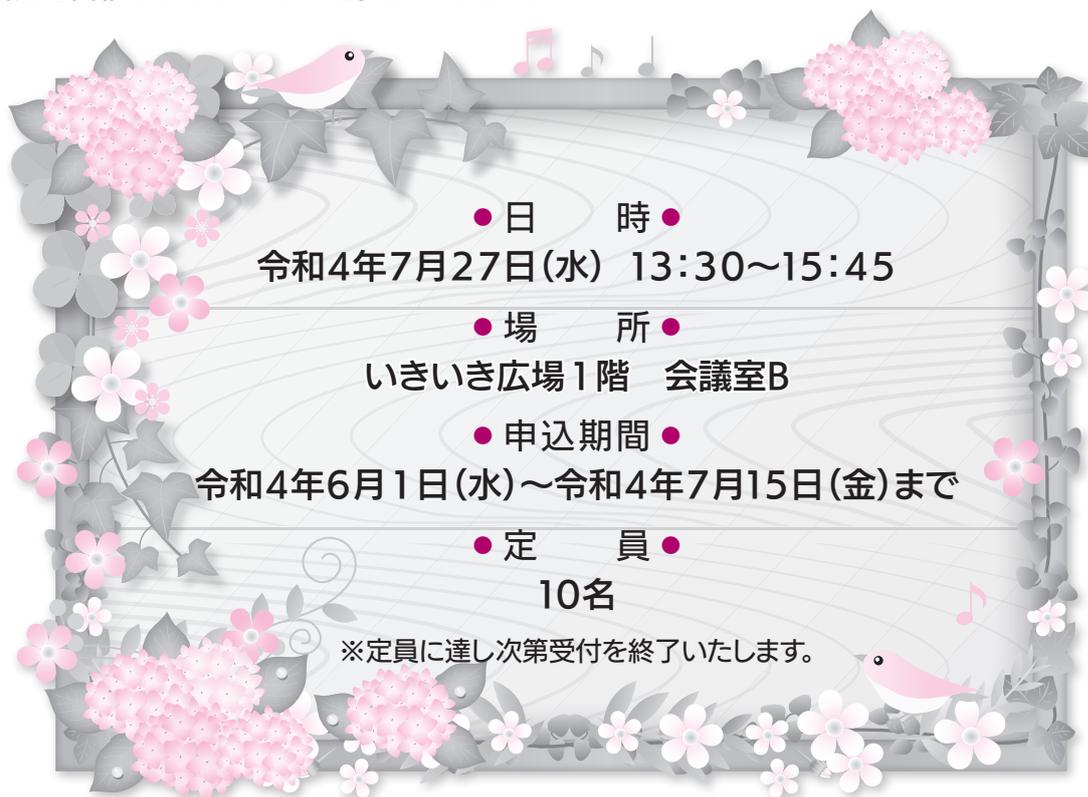
次号では、法定後見制度について掲載を致します。

(参考：家庭裁判所 HP 成年後見制度パンフレット - 利用をお考えのあなたへ -)

令和4年度 生活支援員養成講座

生活支援員とは認知症や物忘れのある高齢者、知的障がい者・精神障がい者などの方が地域で安心して暮らしていくことができるよう、ご本人に代わり、福祉サービスの利用援助・金銭管理・書類預かりなど日常生活を支援する活動をしていただく方です。

皆さんに、生活支援員のことを知っていただき、活動の担い手となっていただくための講座を開催します。ぜひ、ご参加ください。



● 日 時 ●
令和4年7月27日(水) 13:30～15:45

● 場 所 ●
いきいき広場1階 会議室B

● 申込期間 ●
令和4年6月1日(水)～令和4年7月15日(金)まで

● 定 員 ●
10名

※定員に達し次第受付を終了いたします。

講座内容

- ① 権利擁護と生活支援員派遣制度について権利擁護支援センター職員より説明します。
- ② 認知症や知的障がい及び精神障がいについて、生活支援員の役割を、地域包括支援センター・障がい者支援センター職員より説明します。
- ③ 生活支援員の支援の現状について、生活支援員の活動内容についてをお伝えします。

※生活支援員として活動していただく場合は、高浜市社会福祉協議会と雇用契約を締結していただきます。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、研修を中止することがございます。

研修当日はマスク着用及びうがい、手洗い、消毒など感染予防対策をお願い致します。
風邪症状がある方は、研修に参加できない場合がございます。

申込み
問合せ

高浜市社会福祉協議会

電話：54-5563 FAX：52-4100

担当：鈴木 戸松



てとてとて



「NPOたかはま清流会」様、「和太鼓えん」様が愛知県社会福祉協議会会長感謝状を授与されました

3月16日、いきいき広場にて、第69回愛知県社会福祉大会における愛知県社会福祉協議会会長感謝状の伝達式を行いました。今回、「NPO たかはま清流会」様、「和太鼓えん」様の2団体が感謝状を授与されました。両団体ともに10年以上に渡る地域貢献活動が認められ、今回の感謝状に至りました。長引くコロナ禍で活動が制限されますが、日常の生活が戻ることを祈り、今後も更なるご活躍を期待しています。



NPOたかはま清流会

稗田川の草刈りや清掃等を行い、蛭やフナ、カルガモ等の生態保持・改善のため環境整備を行っています。また学校と連携し、稗田川に生息する生物や植物を子どもたちが学ぶ活動も行っています。

活動日

第3日曜日6:30~8:30 (4、5、6、7月)
第3土曜日6:30~8:30 (8、9、10、11月)
※上記以外の日程・時間で活動することがあります。

和太鼓えん

女性7人で活動するグループです。主に介護事業所や児童センター、地域のイベント等で和太鼓演奏を行っています。演奏だけでなく、子どもから高齢者まで、和太鼓に触れ合う取組みも行っています。

演奏の様子は、高浜市社会福祉協議会ボランティアセンターホームページ（右下のQRコード）で視聴できます。



活動日

依頼を受けて随時対応

練習日

毎週土曜日19:00~21:00 かわら美術館



ボランティア保険にご加入ください。

活動中の事故やケガが対象となります。ボランティア活動をされる方はご加入をお願いします。

ボランティア活動保険

国内におけるボランティア活動中に、ボランティア本人がケガをした場合、ボランティアの方々が他人に損害を与えたことにより損害賠償事故が発生した場合に補償します。

- ◆通常の経路により住居を出発してから住居に到着するまでの往復途上の事故を含みます。
- ◆熱中症（日射病・熱射病）による傷害も補償します。
- ◆天災タイプにご加入の場合、地震などの天災によるケガも補償します。

保険料	Aプラン	Bプラン	Cプラン	天災Aプラン	天災Bプラン	天災Cプラン
	250円	300円	500円	400円	500円	800円

ボランティア行事用保険

福祉活動やボランティア活動などを目的とする団体等が主催する日本国内での行事に参加中に、行事参加者が偶然な事故でケガをした場合、行事主催者が行事参加者など他人の身体や財物に損害を与え、行事主催者が法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

- ◆急激かつ外来による日射・熱射によって身体障害を被った場合も補償します。
- ◆細菌性食中毒およびウイルス性食中毒によって身体障害を被った場合も補償します。

※保険料は、参加される行事の内容や宿泊の有無等によって異なります。詳しくは、代理店・扱者までお問い合わせください。

上記以外にも保険商品があります。各保険商品の補償金額や保険料等については専用のパンフレットをご用意しておりますので、下記の代理店・扱者までお問い合わせください。



社会福祉法人

愛知県社会福祉協議会 総務部

〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁 1-50
愛知県社会福祉会館内

TEL: 052-212-5500 <代表>

FAX: 052-212-5501

ホームページ: <http://www.aichi-fukushi.or.jp/>

【代理店・扱者】

株式会社ニュータス（愛知県社会福祉協議会 指定代理店）

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 2-2-31 ニュープラスビル7階
TEL: 0120-258-517 FAX: 052-204-8988

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社 愛知支店 愛知第一支社

〒460-8635 愛知県名古屋市中区錦 1-2-1 三井住友海上名古屋ビル10階
TEL: 052-223-4172 FAX: 052-223-4170

申込み
問合せ

高浜市社会福祉協議会 ボランティアセンターてとてとて

住所: 高浜市春日町五丁目165番地

TEL: 52-9882 FAX: 52-4100 メール: tetotetote@takahama-shakyo.or.jp

ふれあいサービス

協力会員(有償ボランティア)



募集中!!

ふれあいサービスとは

高浜市民の方で、日常生活を営むのに支障があり「困っているから助けて欲しい」という方と「できることは協力しても良いよ」という住民同士を、社会福祉協議会が繋ぐサービスです。

それぞれ利用会員・協力会員として登録していただき、公的なサービスでは手の届かない介護や子育て、家事の支援を協力会員(有償ボランティア)により提供する会員制の住民互助サービスです。

お互いが高浜市民、助けたり助けられたりしながら、みなさんが地域で安心して生活できるよう、お手伝いをしています。

ふれあいサービスの活動を応援して
頂ける方、賛助会員も募集しています。
一口……1,000円

特別な資格や専門知識が
なくても大丈夫!
社会福祉協議会がサポート
します。



内容：家事援助 …… 居室やお風呂掃除、洗濯物、買い物代行などの簡単な家事
介護サービス … 車いすを押す、階段やタクシーへの昇降見守りなど簡単な介助
子育て支援 …… 子どもと一緒に遊ぶ、登園登校支援など
移送サービス … 車いすでの移動が大変な方の送迎をお手伝い

時間：活動時間は平日の日中です。月1回～、1時間～ 活動出来ます。

少しでも地域の困りごとが解消されるよう、協力していただける会員を随時募集しています。
詳細はお気軽に社会福祉協議会まで、お問合せ下さい。

善意をありがとうございました

日本スポーツウェルネス吹矢協会 高浜大鷲支部 支部長 伊豆 隆文、(株)サンスタッフ
第一生命労働組合豊田支部、高浜キリスト公会、永柳和枝、マリオン高浜店
(50音順、敬称略)

広報紙「ふくし」
は財源の一部に赤
い羽根共同募金配
分金を受けて発行
しています。

編
集
発
行

社会福祉法人 高浜市社会福祉協議会

〒444-1334 愛知県高浜市春日町五丁目165番地

TEL: 52-2002 FAX: 52-4100

E-mail: info@takahama-shakyo.or.jp

